

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗の設置者に対して県の意見を述べましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十五年三月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）ラ・ムー奈良二名ショッピングセンター

所在地 奈良市二名三丁目一〇四五番一ほか

二 県の意見の概要

北側車両出入口に面している市道二名線は、狭小で、かつ、生活道路及び通学路となっており、歩行者、特に児童の安全が懸念されることから、周辺の交通環境への影響を含め総合的に判断した上で、交通整理員の常時配置、北側出入口の閉鎖等の付近住民、特に通学中の児童の安全が確保されるよう適切な対策を講じること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部商業振興課

四 縦覧期間

平成二十五年三月十五日から同年四月十五日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで